競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。）。

(ｲ)　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、発注者が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。

(ｳ)　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、発注者が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。）。

③　平成13年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、発注者が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

１）単体で申請する場合

下記に掲げる同種工事(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)の施工実績を全て有すること。

２）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、共同企業体として下記に掲げる同種工事(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)の３つの施工実績を有し、かつ共同企業体の構成員が同種工事(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)のいずれかの施工実績を有すること。

３）特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、ＰＣ橋上部工工事を担当する場合は、同種工事(Ⅰ)の施工実績を有し、鋼橋上部工工事を担当する場合は、同種工事(Ⅱ)の施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事(Ⅲ)の施工実績を有すること。なお、複数の工事を担当する場合は、施工を担当する工事の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事

(Ⅰ)　ＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事

・ａ）又はｂ）の施工実績を有すること

ａ）道路橋の上部構造を、2,000㎡以上プレキャストＰＣ床版により新設又は取替をした工事

ｂ）道路橋の上部構造を、2,000㎡以上プレキャストセグメント工法により新設又は取替をした工事

(Ⅱ)　鋼橋上部工工事

・道路橋において、鋼トラス橋上部工の新設、補修、補強のいずれかを実施した工事。ただし、補修又は補強については、鋼トラス橋の主構造に係る取替又は補強を行った工事に限る

(Ⅲ)　土木工事

・供用中の自動車専用道路において、車線規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、橋梁下部工、トンネル工、舗装工に限定した工事は除く

④　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

１）専任の主任技術者又は監理技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成13年度以降に下記の同種工事(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)の経験を有する者であること。なお、同種工事(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、同種工事(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)の経験を同一の者が有している必要はない。

ただし、施工実績の取扱いは２(1)③と同じ。

特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、共同企業体として同種工事(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)の施工実績を有している現場代理人又は主任（監理）技術者を配置すること。

特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、ＰＣ橋上部工工事を担当する者は同種工事(Ⅰ)の施工実績を有し、鋼橋上部工工事を担当する者は同種工事(Ⅱ)の施工実績を有し、土木工事を担当する者は同種工事(Ⅲ)の施工実績を有している現場代理人又は主任（監理）技術者を配置すること。なお、複数の工事を担当する場合は、施工を担当する工事の施工実績を有する現場代理人又は主任（監理）技術者を配置すること。

同種工事(Ⅰ)

・ａ）又はｂ）の施工実績を有すること

ａ）道路橋の上部構造を、1,000㎡以上プレキャストＰＣ床版により新設又は取替をした工事

ｂ）道路橋の上部構造を、1,000㎡以上プレキャストセグメント工法により新設又は取替をした工事

同種工事(Ⅱ)

・道路橋において、鋼トラス橋上部工の新設、補修、補強のいずれかを実施した工事。ただし、補修又は補強については、鋼トラス橋の主構造に係る取替又は補強を行った工事に限る

同種工事(Ⅲ)

・供用中の自動車専用道路において、車線規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、橋梁下部工、トンネル工、舗装工に限定した工事は除く。

３）専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術提案書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

４）監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。